

# 全国健康関係主管課長会議資料

平成 2 4 年 2 月 3 日 (金)

於：中央合同庁舎第 5 号館 低層棟講堂

厚 生 労 働 省 健 康 局  
生 活 衛 生 課



# 目 次

## 1. 生活衛生関係対策について

- (1) 生活衛生関係営業の振興について . . . . . 1
- (2) 平成24年度予算(案)について . . . . . 2
- (3) 平成24年度税制改正(案)について . . . . . 3
- (4) 株式会社日本政策金融公庫の「生活衛生資金貸付」について . . . . . 3
- (5) 理容業・美容業について . . . . . 4
- (6) 旅館業法における構造設備要件について . . . . . 5
- (7) 公衆浴場等におけるレジオネラ症防止対策について . . . . . 5
- (8) クリーニング師の研修受講等の促進について . . . . . 5
- (9) 引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場について . . . . . 5
- (10) 地域保健における対物保健サービス検討ワーキンググループについて . . . . . 5
- (11) 振興指針について . . . . . 6
- (12) 標準営業約款の登録普及促進について . . . . . 6

## 2. 建築物衛生対策について

- (1) 建築物等の衛生対策について . . . . . 7
- (2) シックハウス対策について . . . . . 7

## 3. その他

- (1) 東日本大震災に際しての御遺体の埋火葬について . . . . . 7
- (2) 墓地を経営する特例民法法人に対する指導助言について . . . . . 7
- (3) 基礎自治体への権限移譲について . . . . . 8
- (4) 大臣表彰について . . . . . 8
- (5) 生活衛生営業経営特別相談員功労者に対する健康局長感謝状について . . . . . 8





## 生活衛生課

### 1. 生活衛生関係対策について

#### <総論>

昨年3月に発生した東日本大震災では、生活衛生関係営業者も多数被災し、お見舞い申し上げます。厚生労働省としては、地域に身近な被災営業者が早期に営業を再開し、被災者へのサービス提供を通じて地域の復興に尽力いただきたいと認識している。このため、「被災営業者による被災地支援プログラム」を立ち上げ、平成23年度当初予算の有効活用、累次の補正予算を通じての予算、税制、融資の関係措置を総動員している。措置の有効活用をお願いするとともに、平成24年度当初予算案にも「被災した生活衛生関係営業者への支援」（復興庁計上）を盛り込んだので、各都道府県生活衛生指導センターを通じて、関係の生活衛生同業組合に周知をお願いしたい。

生活衛生関係営業の振興については、生活衛生関係営業対策事業費補助金について、対前年度比10%増の797百万円を平成24年度予算案に盛り込んだ。昨年度の事業仕分けの教訓を踏まえ、事業の効果測定、評価が計画的に行われるよう、協力をお願いしたい。

生活衛生関係営業は中小零細事業者が多く、また、組合員の高齢化などの多くの課題に直面している。一方で、生活衛生同業組合は、衛生水準向上のための共同事業を実施し、また、保健所から各事業所への情報伝達の機能を発揮するなど、食中毒、感染症の発生予防上も有益な役割を果たしている。こうした観点から、昨年7月に、都道府県、保健所設置市宛てに、新規開設等する営業者に対する組合への加入等に関する情報提供をお願いしたところであり、対応方、お願いしたい。

平成24年度の生活衛生同業組合が補助金で実施する事業の特別課題など、対策の方向性については、生活衛生関係営業の振興に関する検討会において審議を行う予定である。

生活衛生関係営業は、多くの衛生課題と規制改革の要望に直面している。町屋・古民家の規制緩和、安全なまっげエクステンションの在り方などについては、生活衛生関係営業等衛生問題検討会において、検討を進めている。また、平成24年度予算案には、環境衛生監視員研修を新たに盛り込んだので、保健所職員等の資質向上の機会になればと期待している。ご協力をお願いしたい。

#### <各論>

##### (1) 生活衛生関係営業の振興について

###### ①生活衛生営業指導センターによる支援について

平成24年度予算(案)においては、後継者育成支援や効果的な相談・指導等の推進にかかる経費を計上したところである。

各都道府県におかれては、事業の実施に当たり、その目的・効果についてこれまで以上に精査されるとともに、地方交付税の財源の活用、「生活衛生営業経営指導員の公募の促進について」（平成23年2月4日健発0204第5号厚生労働省健康局長通知）についても特段の配慮をお願いしたい。

また、都道府県生活衛生営業指導センターに係る補助金については、積極的にメリハリを利かせて審査・決定する仕組みとしたところである。

今後も、各種取組状況のフォローアップを実施するので、引き続き指導をお願いしたい。

## ②新規開設者等に対する生衛法に係る情報提供

生活衛生同業組合への加入は任意であるが、生衛法の趣旨、組合の活動内容、組合加入により受けられる優遇措置等について、詳しく知らない新規開設者等がいることも考えられるため、平成23年7月26日付けで発出した生活衛生課長通知「新規に開設等する生活衛生関係営業者に対する生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に係る情報提供について」に基づき、新規開設者等に対し、生衛法の趣旨、関係する組合の内容、所在地、連絡先等について、保健所窓口や生活衛生関係営業者に対する研修会等において情報提供をお願いしたい。

## ③特例民法法人に対する指導について

従来の公益法人については、経過措置として5年間（平成25年11月30日まで）に限り、特例民法法人として従前のおり存続できるが、新法に適合するよう所要の準備を行い、新制度の公益社団・財団法人又は一般社団・財団法人へ移行するよう指導をお願いしたい。

なお、2月上旬を目途に都道生活衛生営業指導センターに係る公益性について通知を発出する予定としているので、当該法人の移行にあたっては、特段の配慮をお願いしたい。

## （2）平成24年度予算(案)について

平成24年度予算(案)の主な内容は、以下のとおりである。

### ア 生活衛生関係営業対策事業費補助金

全国生活衛生営業指導センターのシンクタンク機能の強化を図るとともに、生活衛生同業組合及び連合会の行う衛生対策、振興事業の支援を強化する。

#### a. 全国生活衛生営業指導センター

- ・生衛業経営状況実態調査を新たに計上

#### b. 都道府県生活衛生営業指導センター

- ・後継者育成支援や効果的な相談・指導等の推進

#### c. 生活衛生同業組合、連合会

- ・衛生対策・振興事業の支援を強化
- ・災害時危機管理事業を新たに計上

### イ 被災した生活衛生関係営業者への支援【復旧・復興】

店舗等の再建が困難な被災した生活衛生関係営業者の復興を支援するため

に、仮設クリーニング工場の設置などを支援することにより、営業者の自立を支援する。(復興庁計上)

ウ 環境衛生監視員を対象とした研修を新たに計上

### (3) 平成24年度税制改正(案)について

平成24年度税制改正大綱(平成23年12月10日閣議決定)において生活衛生関係営業に関連する主な内容は、以下のとおりとされた。

なお、生活衛生関係営業の活性化のための税制措置を検討することを目的に、新たに生活衛生関係営業の振興に関する検討会の下にワーキンググループを設置し、6月頃を目途に結論を得る予定としている。

#### ア 生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長〔法人税〕

生活衛生同業組合等が共同利用施設(共同送迎バス、共同研修施設、共同蓄電設備等)を設置した場合に、取得価額の6%の特別償却を認める現行の特例措置について、適用期限を1年延長する。

#### イ 公害防止用設備に係る特別償却制度の適用期限の延長〔所得税、法人税〕

フッ素系溶剤を使用するドライクリーニング機又は活性炭吸着回収装置内蔵型のテトラクロロエチレン溶剤を使用するドライクリーニング機を新增設した場合に、取得価額の8%の特別償却を認める現行の特例措置について、適用期限を2年延長する。

#### ウ 公害防止用設備に係る課税標準の特例措置の拡充〔固定資産税〕

活性炭吸着回収装置又は活性炭吸着回収装置内蔵型のドライクリーニング機に係る固定資産税の課税標準を軽減する特例措置について、活性炭吸着回収装置を対象から外し、フッ素系溶剤を使用するドライクリーニング機を対象に追加し、課税標準を価格の2分の1(現行3分の1)にした上で、適用期限を2年延長する。

#### エ ホテル・旅館の建物に係る固定資産評価の見直し〔固定資産税〕

観光立国の観点から重要な役割を果たすホテル・旅館の用に供する家屋に係る固定資産評価については、現在実施されている実態調査等の結果を踏まえ、家屋類型間の減価状況のバランスも考慮の上、具体的な検討を進め、平成27年度の評価替えにおいて対応する。

### (4) 株式会社日本政策金融公庫の「生活衛生資金貸付」について

平成24年度予算(案)においては、貸付規模1,150億円を確保し、生活衛生関係営業者の資金需要に万全に対応することとしている。

各都道府県におかれては、生活衛生関係営業者の資金繰りに支障を来すことのないよう都道府県センターを主体とするなどして、生活衛生資金貸付の概要等について説明会を開催するなど、格別の配慮方をお願いします。

また、貸付条件の改善として、飲食店営業、喫茶店営業、食肉・食鳥肉販売業、

氷雪販売業、旅館業にかかる特別利率適用設備に「発電設備」を追加するとともに、全業種に省エネルギー設備として「ヒートポンプ方式熱源装置」を追加することとしている。

さらに、平成24年4月から金利体系が変更となることに伴い、その円滑な実施を促進する観点から、無担保・無保証人の貸付制度である生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付制度について、条件緩和を行うこととしている。また、東日本大震災復興特別貸付の取扱延長をするなどし、貸付制度の更なる充実を図ったところであり、より一層、積極的な活用が図られるよう営業者に対する周知方を願います。

#### (5) 理容業・美容業について

##### ①理容師・美容師養成施設の指定等について

理容師養成施設及び美容師養成施設の指定等については、各地方厚生（支）局において実施しているが、これらを円滑に実施するためには都道府県の御協力が不可欠であり、今後とも情報提供や立入調査等について格別の御協力方願います。

##### ②理容所及び美容所に対する指導監督について

理容所及び美容所に対する指導監督については、その衛生水準を確保するために実施していただいているが、理容師又は美容師の資格を有しない者による理容行為又は美容行為等不適切な業務や、理容所で美容師が働くといった混在勤務が行われることのないよう、指導監督の徹底を願います。

##### ③まつ毛エクステンション業について

まつ毛エクステンションについては、美容師免許を有しない営業者の実施したサービスにより、健康を害した利用者が発生した事案を契機として、平成20年、平成22年に美容師が行う業務として通知している。

一方で、美容師免許を有しない営業者が多数営業を行っているとの情報があり、まつ毛エクステンションのサービスを受ける消費者の安全を基本として平成23年11月より「生活衛生関係営業等衛生問題検討会」において、安全なまつ毛エクステンションの在り方について検討を始めている。

##### ④エステ・美容医療サービスに関する消費者問題についての建議について

平成23年12月21日に消費者委員会委員長から厚生労働大臣に対して「エステ・美容医療サービスに関する消費者問題についての建議」がなされた。

建議の中では、厚生労働省及び消費者庁に対し、

- ・健康被害等に関する情報の提供と的確な対応
- ・エステ等を利用する消費者の安全確保のための措置
- ・不適切な表示(広告)の取締りの徹底
- ・美容医療サービスを利用する消費者への説明責任の徹底

について指摘されている。

今回の建議には、地方自治体内の連携不足等についても指摘されており、今後、関係省庁とも連携しつつ、対応を検討していく。

(6) 旅館業法における構造設備要件について

旅館業法における構造設備基準の規制緩和要望については、「生活衛生関係営業等衛生問題検討会」において検討を行ってきており、平成23年12月に「町家・古民家の規制緩和」について、検討会としての意見をとりまとめた。今後、規制改革及び特区の動向を踏まえ対応していくこととしている。

(7) 公衆浴場等におけるレジオネラ症防止対策について

公衆浴場等を発生源とするレジオネラ症の発生・拡大防止については、各都道府県で条例等を定め、営業者に対し指導していただいているが、引き続き、周知徹底を図るとともにレジオネラ症患者発生時における感染源の特定等、迅速な対応をお願いする。

なお、2月17日に開催の「生活衛生関係技術担当者研修会」において、レジオネラ症の最新の動向、検査方法等の最新の知見等の講演を予定しているので、活用されたい。

(8) クリーニング師の研修受講等の促進について

クリーニング師研修等事業については、昨年、研修等事業の在り方について検討を行ったところであるが、特に、受講率については、2年間で受講率の大幅向上を図ることとされている。しかしながら、昨年実施された研修については、極めて低調な受講状況となっている。

このため、クリーニング師研修等を指定する各都道府県においては、クリーニング師の研修等の受講について、受講対象者の明確化、営業者に対する周知を徹底する等、受講促進のより一層の御配慮をお願いする。

(9) 引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場について

地方公共団体において、関係部局が連携し、新たに、引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場が違法に立地することを防止する取り組みを進めることが必要となることから、建築指導部局及び消防担当部局との連携に努めるようお願いしたい。

また、クリーニング事業者が建築基準法の違反是正措置を講じるため、違反是正に係る猶予期間、申請書類等の簡略化、申請手数料の減免等を講じている地方公共団体も出てきている。特定行政庁と協議を行う際には、引き続き都道府県センターとともにご協力をお願いしたい。

(10) 地域保健における対物保健サービス検討ワーキンググループについて

近年の地域保健を取り巻く状況の変化に対応し、地域住民の健康の保持及び増進並びに地域住民が安心して暮らせる地域保健の確保を図る検討を地域保健対策検討会で行っている。このうち地域における衛生水準の向上や環境衛生監視員の専門性確保及び監視機能の充実など、対物保健サービスに関する事項の検討を行っており、本年1月27日の検討会に報告したところである。



(11) 振興指針について

飲食店営業（一般飲食業、中華料理業、料理業及び社交業）及び喫茶店営業について、現行指針の課題を踏まえ、改定方針を明確にした上で、改正を行うこととしており、本年3月を目途に官報告示する予定である。

▼改定方針

生活衛生同業組合の事業実施状況を踏まえ、予算措置（補助金）、金融措置（融資）、税制措置等の制度やこれらの改革内容を新たに加えるとともに、営業者、組合等が当該支援制度の具体的活用にあたって理解を深められるよう、実践的かつ戦略的な指針となるよう改定する。

また、生活衛生同業組合が作成する振興計画の認定事務は地方厚生局が行うこととなっているため、各都道府県においては、地方厚生局と連携を図るとともに、認定を受けた組合において、毎事業年度終了後に提出する実施状況報告に加え、5年計画の4年目及び5年目終了時に、4年間の実績まとめと自己評価（中間評価）及び5年間の実績まとめと自己評価（事後評価）の報告を求めることとしているので、当該事務が円滑に実施されるよう、引き続き、ご協力をお願いする。

なお、平成24年度は食鳥肉販売業の振興指針の改正を予定している。

(12) 標準営業約款の登録普及促進について

標準営業約款については、これまでクリーニング業、理容業及び美容業で設定されており、平成17年からはめん類飲食店業及び一般飲食店営業でも設定され、現在5業種について設定されている。

財団法人全国生活衛生営業指導センターにおいて、平成元年度から毎年11月を「標準営業約款普及登録促進月間」と定め、特にこの期間における普及及び登録促進を実施するほか、ホームページ（<http://www.seiei.or.jp/anant/mark.html>）や広報誌への掲載等による広報を行っている。

各都道府県、保健所設置市及び特別区においても、約款の普及及び登録促進のため、地域広報誌への掲載、関係団体への協力依頼等を積極的に実施されるようご配慮をお願いする。特に、消費者に最も身近な市町村レベルでの広報の活用は、本制度の普及及び登録促進にとって効果的であるので、管内市町村等への要請方御配慮願いたい。

また、平成21年度から標準営業約款登録事業者に対しては、株式会社日本政策金融公庫の融資が一層低利に受けられることから、都道府県センターと連携を図り各営業者の登録促進に配慮願いたい。

なお、都道府県センターに標準営業約款制度の推進を図るための検討の場を未だ設置していない都道府県においては、同センターに対して早急に設置するよう指導をお願いする。

## 2. 建築物衛生対策について

### (1) 建築物等の衛生対策について

特定建築物の衛生対策については、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」(昭和45年法律第20号)に基づき推進しているところであるが、空気環境の調整等一部の建築物環境衛生管理基準については、不適合率が高止まりしている。引き続き立入検査等を通じた指導助言の強化をお願いしたい。

### (2) シックハウス対策について

住宅等の室内で、建材から放散する化学物質等を原因とした室内空気汚染等による健康影響の問題、シックハウス症候群については、様々な要因が複雑に関係していると考えられ、これまで関係省庁において原因分析、防止対策、相談体制整備、研究、汚染住宅の改修等の総合的な対策が行われてきたところである。このうち、厚生労働省の主な取組は以下のとおりである。

#### ① 室内空気中の化学物質による健康影響等に関する研究等について

平成23年度は、これまでの研究成果を踏まえ、シックハウス症候群の発生予防・症状軽減のための室内環境の実態調査と改善対策に関する研究を行っている。

#### ② 建材等から放散される化学物質の室内濃度指針値等の策定について

これまでにホルムアルデヒド等13物質の室内濃度指針値とTVOC(総揮発性有機化合物)の暫定目標値のほか、「室内空気中化学物質の測定マニュアル」及び「室内空気中化学物質についての相談マニュアル作成の手引き」を策定した。

#### ③ シックハウス担当職員研修について

2月17日開催の「生活衛生関係技術担当者研修会」において、シックハウス症候群について専門家から講演をいただく予定である。

各都道府県等においては、これらを活用等いただき、シックハウスに関する情報収集、普及啓発及び相談体制の充実について、引き続き特段の御配慮をお願いしたい。

## 3. その他

### (1) 東日本大震災に際しての御遺体の埋火葬について

東日本大震災に際しての多くの御遺体の埋火葬については、墓地埋葬法の規定に従い、御遺体の尊厳を守りつつ、迅速かつ円滑な実施に取り組んでいただいた。

各地方公共団体、関係団体の御協力に厚く御礼申し上げる。

### (2) 墓地を経営する特例民法法人に対する指導助言について

「公益法人制度改革に伴う「墓地経営・管理の指針」の解釈等について」(平成

20年8月14日付け厚生労働省健康局生活衛生課長通知)」において、「墓地経営・管理の指針」における公益法人には公益認定法人が該当する旨、お示している。

新公益法人制度が施行された平成20年12月1日以降、新たな墓地経営を行う法人に対する墓地経営許可申請については、適切に対応いただいているものと考えているが、現在墓地経営を行っている所管の特例民法法人に対しても、移行期間内に公益認定法人に移行することができるよう、所要の指導・助言等をお願いしたい。

### (3) 基礎自治体への権限移譲について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第105号）が、平成23年8月に公布されたことに伴い、生活衛生課関係では7つの法律が改正される（併せて所要の政令改正も行われる。施行日はいずれも平成24年4月1日）。円滑な施行に向けて準備をお願いしたい。

### (4) 大臣表彰について

当課所管の大臣表彰については、以下のとおりであり、平成24年度も昨年同様に実施することとしているので、理容師美容師養成功労者については5月末日まで、その他の表彰については6月末日までに被表彰者の推薦をお願いしたい。

#### ① 生活衛生功労者表彰（表彰式典：平成24年10月26日＜予定＞）

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第2条第1項に規定する営業に関し、組織活動の推進、衛生措置の改善向上に特に顕著な功績があった者を表彰。

#### ② 理容師美容師養成功労者表彰（表彰式典：平成24年8月上旬＜予定＞）

現に理容師又は美容師の養成施設経営者又は教職員であり、理容教育又は美容教育の向上に特に顕著な功績があった者を表彰。

#### ③ 建築物環境衛生功労者表彰（表彰式典：平成25年1月下旬＜予定＞）

建築物環境衛生技術の向上、業界の指導育成等に特に顕著な功績があった者を表彰。

### (5) 生活衛生営業経営特別相談員功労者に対する健康局長感謝状について

都道府県生活衛生営業指導センター設立の節目の年（10年毎）において、生活衛生営業経営特別相談員として、永年、生活衛生関係営業の経営指導、育成に精励し、その功績が特に顕著と認められる者（同功績により都道府県知事の表彰又は感謝状を受けたことがある者で、かつ、2期6年以上その職にあるものが条件）に対し、健康局長感謝状の贈呈を行っていることから、該当する都道府県がある場合は、推薦方をお願いしたい。



# 参 考 資 料



## 参 考 資 料 目 次

1. 生活衛生営業経営指導員の公募の促進について・・・・・・・・・・ 資- 1
2. 新規に開設等する生活衛生関係営業者に対する生活衛生関係営業の運営の適正化  
及び振興に関する法律に係る情報提供について・・・・・・・・・・ 資- 4
3. 平成 24 年度生活衛生課関係予算（案）等の概要・・・・・・・・・・ 資- 6
4. 平成 24 年度 株式会社日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）予算（案）の概要・・・ 資- 8
5. エステ・美容医療サービスに関する消費者問題についての建議・・・・・・・・・・ 資-11
6. クリーニング師研修等事業ワーキンググループ報告書 概要・・・・・・・・・・ 資-22
7. 平成 23 年度生活衛生関係技術担当者研修会次第（予定）・・・・・・・・・・ 資-23
8. 生活衛生関係営業の振興指針の改正概要・・・・・・・・・・ 資-24
9. 標準営業約款制度の概要・・・・・・・・・・ 資-25
10. 建築物環境衛生対策関係資料・・・・・・・・・・ 資-28
11. 基礎自治体への権限移譲に伴い改正される法律・・・・・・・・・・ 資-31
12. 生活衛生事業功労者の厚生労働大臣表彰候補者の推薦について・・・・・・・・・・ 資-32
13. 生活衛生営業経営特別相談員功労者に対する健康局長感謝状について・・・・・・ 資-41



# 1. 生活衛生営業経営指導員の公募の促進について

健発0204第5号

平成23年2月4日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長

## 生活衛生営業経営指導員の公募の促進について

生活衛生営業経営指導員（以下「経営指導員」という。）については、「生活衛生営業経営指導員制度について」（昭和49年4月11日環衛発第68号厚生省環境衛生局長通知）の別紙「生活衛生営業経営指導員設置要綱」に基づき、都道府県生活衛生営業指導センター（以下「都道府県センター」という。）に配置していただいているところですが、平成22年6月10日に開催された行政事業レビュー公開プロセス及び平成22年11月15日に開催された行政刷新会議ワーキンググループによる事業仕分けにおいて、経営指導員の過半数が都道府県職員OBであることが問題視されたところです。

また、国家公務員退職者が所管法人等の利害関係がある法人へ再就職することについて法的規制が課せられ、また、国民から厳しい批判を受けていることを踏まえると、都道府県等の地方公務員退職者を経営指導員として採用することになった場合は、その人件費が国と都道府県からの補助金を財源としていることから、十分に国民の理解が得られる方法で採用がなされることが必要であると考えます。

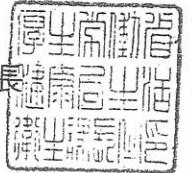
については、都道府県センターが新たに経営指導員を採用する場合には、公募を行い、経営指導員に求められる役割に照らし、専門知識、業務経験を公平、公正に評価したうえで採用するなど、都道府県センターの適正な運営に資する採用が実施されますよう、都道府県センターに対する指導方をお願いします。

健衛発0204第1号

平成23年2月4日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局生活衛生課長



生活衛生営業経営指導員の公募の促進等について

生活衛生営業経営指導員（以下「経営指導員」という。）の採用に当たっての公募の促進については、「生活衛生営業経営指導員の公募の促進について」（平成23年2月4日健0204発第5号厚生労働省健康局長通知）により各都道府県知事あて通知しましたので、よろしくお取り計らい願います。

なお、経営指導員の配置状況（H22.4現在及びH23.4現在）を把握させていただきたいので、別紙様式に必要事項を記入いただき、平成23年4月11日（月）までに提出願います。

都道府県名  
担当者名  
電話番号

経営指導員の配置状況 (H22.4月現在)

| 都道府県センターでの役職 | 主要経歴 | 採用方法 | 最終職歴 | 資格 1 | 資格 2 | 備考 |
|--------------|------|------|------|------|------|----|
| 1            |      |      |      |      |      |    |
| 2            |      |      |      |      |      |    |
| 3            |      |      |      |      |      |    |
| 4            |      |      |      |      |      |    |

経営指導員の配置状況 (H23.4月現在)

| 都道府県センターでの役職 | 主要経歴 | 採用方法 | 最終職歴 | 資格 1 | 資格 2 | 備考 |
|--------------|------|------|------|------|------|----|
| 1            |      |      |      |      |      |    |
| 2            |      |      |      |      |      |    |
| 3            |      |      |      |      |      |    |
| 4            |      |      |      |      |      |    |

(記入要領)

○主要経歴欄について

都道府県、日本公庫、民間金融機関、商工会議所、その他のうち該当するものを記入してください。  
なお、その他の場合は、( ) 書きで主要な経歴を記入してください。

○採用方法欄について

主要経歴欄が都道府県となっている方については、公募、非公募のうち該当するものを記入してください。

○最終職歴欄について

主要経歴欄が都道府県となっている方については、部局課室及び役職名を記入してください。

○資格 1 欄について

「生活衛生営業経営指導員制度について」(昭和49年4月11日環衛第68号)の別紙「生活衛生営業経営指導員設置要綱」の第五資格の1～5のうち該当する番号を記入してください。

- 1 公認会計士、会計士補、計理士、税理士、中小企業診断士の資格を有するものであること。
- 2 大学卒業後であって、生活衛生営業の指導又は経営の実務に最近5年のうち2年以上従事した経験をするものであること。
- 3 短期大学(専門学校、旧制高校を含む。)卒業後であって、生活衛生営業の指導又は経営の実務に最近5年のうち3年以上従事した経験をするものであること。
- 4 生活衛生営業の指導又は経営の実務に最近5年以上従事した者であって都道府県知事が適当と認めたものであること。
- 5 1から4に規定するものと同等以上の経験、能力を有するものであって、都道府県知事が適当と認めたものであること。

○資格 2 欄について

公認会計士、税理士、中小企業診断士、医師、獣医師、歯科医師、保健師等の方が有している資格を記入してください。

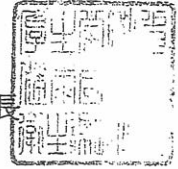


## 2. 新規に開設等する生活衛生関係営業者に対する生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に係る情報提供について

健衛発0726第1号  
平成23年7月26日

都道府県  
各 政 令 市 衛生主管部（局）長 殿  
特 別 区

厚生労働省健康局生活衛生課長



### 新規に開設等する生活衛生関係営業者に対する生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に係る情報提供について

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号。以下「生衛法」という。）は、公衆衛生の見地から国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係の営業について、衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興等を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護に資するため、営業者の組織の自主的活動を促進する等の方策を講じ、もって公衆衛生の向上及び増進に資し、並びに国民生活の安定に寄与することを目的としており、生活衛生関係営業者には、極めて関連の深い法令の一つです。

生衛法第3条に基づく生活衛生同業組合は、

- ・ 振興計画を策定し、生活衛生関係営業の諸課題に対応した振興方策を示す、
  - ・ 衛生施設の維持・改善向上・経営の健全化に向けて組合員を指導する、
- といった役割を果たしています。

また、生活衛生同業組合に加入する組合員には、

- ・ 株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）を通じて実施している生活衛生融資による特別金利が適用になる、
  - ・ 福利厚生、共済事業等を実施しており、そうした仕組みを利用できる、
  - ・ 税制上、経営基盤の安定を図るため、特別償却や固定資産税の減免等
- といった優遇措置があります。

・ 組合への加入、非加入は、各営業者の任意であります。上記の機能を鑑みて、また、生衛法の趣旨、組合の活動内容等を詳しく知らない新規開設者等がいることも考えられることから、

- ・ 都道府県（保健所）への営業の許可申請、届出に際して、
  - ・ 一般融資に当たっての都道府県（又は都道府県の委託を受けた都道府県生活衛生営業指導センター）が推薦書の発行申込みを受けた際に、
  - ・ その他生活衛生関係営業者に対する研修会を実施するなどの際に、
- 営業者に対して、生衛法の趣旨、関係する組合の内容、所在地、連絡先等について、別添の内容を含む資料を用いるなどして、情報提供を行うようお願い申し上げます。

なお、振興計画を未作成の組合に対して、営業者の営業の振興が計画的に推進され、日本公庫からの貸付に有利な条件が適用されるよう、振興計画の作成に関して、「振興計画を未作成の生活衛生同業組合に対する指導について」（平成23年5月17日健衛発0517第1号厚生労働省健康局生活衛生課長通知）により通知していますので、念のため申し添えます。

## 情報提供内容（例）

## － 生衛法と生活衛生同業組合の意義、組合員が受けられる優遇措置 －

1. 生活衛生関係営業とは、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」（生衛法）に規定される営業です。
  - （1）生衛法は、衛生施設の改善向上と経営の健全化等を通じて、衛生水準の維持向上を図り、国民生活の安定に寄与することを目的としています。
  - （2）生活衛生関係営業は、国民の日常生活に大変深いかかわりのあるサービスや商品を提供して、安全・安心で豊かな生活に重要な役割を担っています。
  - （3）お店の経営の安定化を図り、清潔で衛生的なお店づくりを目指すことは、お客様に安心感を与えることとなります。
  - （4）営業施設の衛生基準を守り、経営の健全化と業界の振興を推進するために、生活衛生同業組合が業種ごとに組織されます。

※生活衛生関係営業：

- |                                |                |          |
|--------------------------------|----------------|----------|
| ①飲食店営業（すし、めん類、中華料理、社交、料理、一般飲食） |                |          |
| ②喫茶店営業                         | ③食肉販売業（食鳥肉、食肉） | ④冰雪販売業   |
| ⑤理容業                           | ⑥美容業           | ⑦興行場営業   |
| ⑧旅館業（旅館・ホテル、簡易宿所）              | ⑨公衆浴場業         | ⑩クリーニング業 |

2. 組合は法律に基づく営業者の自主的な活動団体であり、主に次のような事業を行っています。

- （1）組合員に対する衛生施設の維持や改善、経営の健全化に対する指導
- （2）営業施設の整備改善や、経営の健全化のための資金の斡旋
- （3）組合員の営業に関する技能の改善向上のための事業
- （4）組合員の福利厚生に関する事業
- （5）組合員の共済に関する事業

営業者は自由に同じ業種に該当する組合に加入することができます。組合では情報の交換や技能の向上、融資の相談をはじめ、各種レクリエーションなど活発な活動をしています。

組合を通じて、行政からの様々な情報や、食中毒、新型インフルエンザ、ノロウイルスやレジオネラ症などその時々で営業上重要な衛生対策に関するパンフレットなどを得ることができます。

3. 生活衛生同業組合に加入すると、株式会社日本政策金融公庫の「生活衛生融資」が有利な条件で利用できます。

- 融資限度額が大きい      ○貸付期間が長い      ○金利が低い
- 無担保、無保証人の「生活衛生改善貸付」の融資制度がある
- 振興事業促進支援融資制度の利用で、さらに0.15%金利低減あり    等

### 3. 平成24年度生活衛生課関係予算（案）等の概要

平成23年12月24日  
厚生労働省健康局  
生活衛生課

#### 予 算

24年度予算額(案) [23年度予算額]  
2,551百万円 [2,289百万円]

#### 1. 生活衛生営業対策 956百万円 [ 748百万円]

##### (1) 生活衛生関係営業対策事業費補助金

797百万円 [ 724百万円]

全国生活衛生営業指導センターのシンクタンク機能の強化を図るとともに、生活衛生同業組合及び連合会の行う衛生対策、振興事業の支援を強化する。

・ 全国生活衛生営業指導センター 135百万円 [ 101百万円]  
    (新) 生衛業経営状況実態調査

・ 都道府県生活衛生営業指導センター 455百万円 [ 436百万円]

・ 生活衛生同業組合、連合会 207百万円 [ 188百万円]  
    (新) 災害時危機管理事業

##### (2) 被災した生活衛生関係営業者への支援【復旧・復興】

(復興庁一括計上) 135百万円 [ 0百万円]

店舗等の再建が困難な被災した生活衛生関係営業者の復興を支援するために、仮設クリーニング工場の設置などを支援することにより、営業者の自立を支援する。※23年度補正で233百万円計上

(3) その他 24百万円 [ 24百万円]  
    (新) 環境衛生監視員研修 1.5百万円 [ 0百万円]

#### 2. 株式会社日本政策金融公庫補給金

1,587百万円 [1,532百万円]

株式会社日本政策金融公庫の生活衛生資金貸付業務に係る補給金

※ 裁量的経費としての取扱を改め、非裁量的経費（義務的経費）とすることについて認められた。

#### 3. 建築物等環境衛生対策 9百万円 [ 9百万円]

## 日本政策金融公庫融資（生活衛生資金貸付）

1. 貸付計画額 1, 150億円 [ 1, 200億円]
2. 貸付制度の改善
  - (1) 振興事業促進支援融資制度(平成23年度に創設)の延長 等
  - (2) 特別利率適用施設設備の拡充 等
    - ・ 発電設備（飲食店営業、喫茶店営業、食肉販売業、食鳥肉販売業、氷雪販売業、旅館業）
    - ・ 省エネルギー設備にヒートポンプ方式熱源装置を追加
  - (3) 生活衛生経営改善貸付の条件緩和

## 税制改正

1. 生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長〔法人税〕

生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却措置の適用期限を1年延長
2. 公害防止用設備に係る特別償却制度の適用期限の延長〔所得税・法人税〕

フッ素系溶剤を使用するドライクリーニング機又は活性炭吸着回収装置内蔵型のテトラクロロエチレン溶剤を使用するドライクリーニング機を新增設した場合に、取得価額の8%の特別償却を認める特例措置(平成23年度改正)の適用期限を2年延長
3. 公害防止用設備に係る課税標準の特例措置の拡充〔固定資産税〕

活性炭吸着回収装置又は活性炭吸着回収装置内蔵型のドライクリーニング機に係る固定資産税の課税標準を軽減する特例措置について、活性炭吸着回収装置を対象から外し、フッ素系溶剤を使用するドライクリーニング機を対象に追加し、課税標準を価格の2分の1（現行3分の1）にした上で、適用期限を2年延長
4. ホテル・旅館の建物に係る固定資産税評価の見直し〔固定資産税〕

観光立国の観点から重要な役割と果たすホテル・旅館の用に供する家屋に係る固定資産評価について、現在実施されている実態調査等の結果を踏まえ、家屋類型間の減価状況のバランスも考慮の上、見体的な検討を進め、平成27年度の評価替えにおいて対応

#### 4. 平成24年度 株式会社日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付） 予算（案）の概要

1 貸付計画額 1, 150億円

2 株式会社日本政策金融公庫補給金 15.9億円

##### 3 貸付条件の改正等

###### （1）一般貸付・振興事業貸付の改善等

ア 省エネルギー設備に「ヒートポンプ方式熱源装置」を追加し、適用利率を特別利率②とする。

イ 省エネルギー設備に係る貸付利率について、特別利率②又は特別利率③（一般公衆浴場業については浴場利率）とする取扱期間を平成25年3月31日まで延長する。

ウ 独立開業設備資金に係る勤務要件10年以上を6年以上とする取扱期間を、平成25年3月31日まで延長する。

エ 貸付期間を「15年以内、振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係営業者については18年以内」から「15年以内（特に必要な場合は20年以内）、振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係営業者については18年以内（特に必要な場合は20年以内）」に変更する。

オ 「観光圏関連設備資金」を廃止する。

###### （2）振興事業貸付の改善等

ア 飲食店営業、喫茶店営業、食肉販売業、食鳥肉販売業、氷雪販売業、旅館業に係る特別利率適用施設設備に、「発電設備（省エネルギー設備を除く）」を追加する。

イ 振興事業促進支援融資制度の取扱期間を平成25年3月31日まで延長する。

###### （3）生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付

ア 経営特別相談員等が実施するきめ細やかな経営指導や現場調査により、財務状況を常時確認できる場合など経営特別相談員等が短縮することが適当と認める場合には短縮することができる。

イ 貸付限度額について、「1,000万円」を「1,500万円」とする取扱期間を

平成25年3月31日まで延長する。

ウ 貸付期間について、「設備資金にあっては7年以内、運転資金にあっては5年以内」を「設備資金にあっては10年以内、運転資金にあっては7年以内」とする取扱期間を平成25年3月31日まで延長する。

エ 据置期間について、「6ヵ月以内」を「設備資金にあっては2年以内、運転資金にあっては1年以内」とする取扱期間を平成25年3月31日まで延長する。

オ 東日本大震災の被害を受けた者のうち、特定の要件等を満たす者の貸付限度額を別枠1,000万円とする緩和措置期間を平成25年3月31日までとする。

カ 生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付の取扱期間を平成25年3月31日まで延長する。

#### (4) 特例貸付の改善等

##### ア 環境対策等関連施設貸付

当該貸付の取扱期間を平成25年3月31日まで延長する。

##### イ 事業安定等施設貸付

当該貸付の取扱期間を平成25年3月31日まで延長する。

##### ウ 健康・福祉増進関連事業施設貸付

当該貸付の取扱期間を平成25年3月31日まで延長する。

#### (5) 特別貸付の改善等

##### 生活衛生セーフティネット貸付

##### (ア) 経営環境変化対応資金

a 貸付対象の売上高減少要件10%を5%とする取扱期間を平成25年3月31日まで延長する。

b 貸付限度額の振興事業貸付運転資金と合わせて5,700万円を別枠5,700万円とする取扱期間を平成25年3月31日まで延長する。

c 貸付期間の特に必要と認められる場合7年を8年とする取扱期間を平成25年3月31日まで延長する。

d 据置期間の特に必要と認められる場合2年を3年とする取扱期間を平成25年3月31日まで延長する。

(イ) 金融環境変化対応資金

- a 貸付限度額 3,000 万円を 4,000 万円とする取扱期間を平成 25 年 3 月 31 日まで延長する。
- b 貸付期間の特に必要なと認められる場合 7 年を 8 年とする取扱期間を平成 25 年 3 月 31 日まで延長する。
- c 据置期間の特に必要なと認められる場合 2 年を 3 年とする緩和措置期間を平成 25 年 3 月 31 日まで延長する。
- d 貸付対象のうち、「経営状況が悪化していないにもかかわらず、取引機関との取引状況が変化している者」の取扱期間を平成 25 年 3 月 31 日まで延長する。

(6) その他

平成 23 年度第 3 次補正予算で措置した「東日本大震災の影響により離職し新たに創業する者及び特定被災区域において創業する者に対する貸付利率の低減」及び「設備資金貸付利率特例制度」及び「新創業融資制度の拡充」の取扱期間を平成 25 年 3 月 31 日まで延長する。

## 5. エステ・美容医療サービスに関する消費者問題についての建議

府 消 委 第 288 号

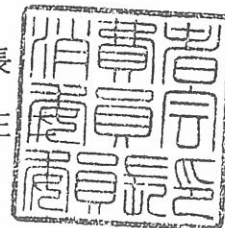
平成 23 年 12 月 21 日

厚生労働大臣

小 宮 山 洋 子 殿

消費者委員会委員長

河 上 正



### エステ・美容医療サービスに関する消費者問題についての建議

平成 23 年 12 月 21 日開催の第 78 回消費者委員会におきまして、標記について別紙のとおり取りまとめましたので、消費者庁及び消費者委員会設置法第 6 条に基づき建議します。

大臣におかれましては、本建議の趣旨を踏まえ、所管行政の推進に当たっていただきますようお願い申し上げます。

なお、消費者委員会は、この建議について、同法第 8 条に基づき、厚生労働省に対して、平成 24 年 6 月までにその実施状況の報告を求めます。



## エステ・美容医療サービスに関する消費者問題についての建議

平成23年12月21日

消費者委員会

近年の美容や健康、癒しに対する意識の高まり等を背景として、エステ・美容医療サービスは広く普及し、定着してきた感がある。こうした中、全国の消費生活センターには、毎年1万件近くのエステ・美容医療サービス関連の相談が寄せられている。

最近の全国消費生活情報ネットワーク・システム（以下「PIO-NET」という。）に寄せられた相談情報をみると、エステによって皮膚にやけど状の障害やシミ、ただれが生じた等、身体に危害を受けた情報（危害情報）の全体に占める割合が年々増えてきている。さらに、無資格者によるエステとしてレーザー脱毛、アートメイク、まつ毛エクステンション等の施術が行われたことがうかがえるケースも見受けられる。また、美容医療サービスについても、施術後、広告の価格とは大幅に異なる代金を請求されたというケースや、あるいは、説明不足に起因すると思われる治療結果についての相談が少なからず見受けられる。

上記に掲げた事例をみると、消費者自身が、氾濫している情報に惑わされることなく、自ら判断するといった意識が必要なのはいうまでもないが、これだけで被害防止を図るには限界があり、制度上等の課題に対して適切に対応していくことが重要である。

以上を踏まえ、消費者委員会としては、エステ・美容医療サービスに関する消費者問題が発生している原因・背景を探るべく、本年10月及び11月に消費者基本計画の検証・評価・監視の一環として「関係省庁ヒアリング」を行った。

さらに、本年10月以降、消費者からの相談が多い10都道府県、9政令市及び2特別区、並びに関係団体からのヒアリングを行うと同時に、本年11月中旬から12月上旬にかけて、上記都道府県等を対象に書面調査を行い、また、エステ・美容医療サービスを利用した経験がある消費者を対象にアンケート調査を行った。

その結果、関係省庁においては、関係部局間の連携体制や制度上の課題があり、結果として、不適切な広告の蔓延、健康被害の苦情、衛生管理面の不安、無資格者による営業等の実態が明らかとなった。

消費者委員会は、こうした調査結果を踏まえ、厚生労働大臣及び内閣府特命担当大臣（消費者）に対して、次のとおり、消費者庁及び消費者委員会設置法に基づき建議する。

さらに、消費者委員会は、この建議への対応について、厚生労働大臣及び内閣府特命担当大臣（消費者）に対して、平成24年6月までにその実施状況の報告を求める。

## 1 健康被害等に関する情報の提供と的確な対応

### (建議事項①)

関係省庁（厚生労働省及び消費者庁）は、消費者の安全確保の観点から、以下の措置を講ずること。

- (1) 消費者庁は、都道府県に対し、消費者相談において、エステ・美容医療サービス関連で、健康被害に係る情報や施設の衛生管理等に問題があることが推測される情報を得た場合には、保健所等関係部局に当該情報を提供するように要請すること。
- (2) 厚生労働省は、健康被害等に関する情報を把握した場合の対応について、運用上の工夫やノウハウ、具体例等を整理し、都道府県及び政令市に示すこと。
- (3) 消費者庁は、今後の健康被害の発生状況、上記取組状況等を踏まえ、必要に応じて、関係省庁への要請、消費者安全法に基づく注意喚起及び措置要求を行うこと。

(理由)

### 【建議事項1 (1)】

- 平成22年度にPIO-NETに登録された「危害情報」（8,683件）をみると、「医療サービス」が720件（1位）（注）、「エステティックサービス」が595件（3位）と上位を占めており、エステについては、脱毛、美顔、痩身、まつ毛エクステンション、まつ毛パーマ、アートメイクが多く、美容医療については、美容整形一般（二重瞼・リフトアップ等）、脱毛、美顔、シミ取りが多い。  
（注）このうち、少なくとも300件程度は、美容医療サービスに関するものとみられる。

- 上記危害情報の具体的な内容は、次のとおりである。

#### 【脱毛】

- ・ エステで光脱毛を2回受けた後、皮膚が赤くなった。その後赤みは引いたが、5センチ四方以上のあざが残り、2か月たっても消えない。
- ・ 美容クリニックでレーザーによる永久脱毛の施術を受けたところ、軽いやけどになった。痛みはもうないが痕が残りそうで不安である。

#### 【アートメイク】

- ・ エステでアートメイクをアイラインに入れたところ、まぶたが腫れ、目がほとんど開かなくなった。広告に「医療的見地に基づいた安全性を兼ね備えた信頼できる施術」とあったが、医師の姿はなかった。

#### 【シミ取り】

- ・ エステで顔のシミ取り（レーザー）をしてもらったところ、その後、肌がただれて化膿した。
- ・ 美容クリニックで、医療レーザーによるシミ取り治療を受けていたが、顔全面が熱によるやけどを負い、全治1年と診断された。

#### 【まつ毛エクステンション】

- ・ エステでまつ毛エクステンションをしたら、翌日から目がかゆくなり、3日後には目が開かなくなった。

### 【まつ毛パーマ】

- ・ エステでまつ毛パーマの施術を受けたら、逆方向の内巻きになり眼球にまつ毛が刺さる痛みが続いている。一緒に施術を受けた友人は、目が腫れあがってしまい、医者からは完治するまでに1か月以上かかると言われている。

### 【美顔】

- ・ エステで美顔エステを受けた際に、顔にヒアルロン酸を注入したところ、半年たったころから患部が腫んできて痛みを伴うようになり、その後、病院で口の中から膿とヒアルロン酸を出す手術をすることになった。
- ・ 美容皮膚科でレーザーを使った肌の美化施術を受けたところ、額の左右にやけどを負った。
- ・ エステで美容ローラーを使った美顔マッサージを受けた後、顔が腫れた。その後皮膚科で診察を受けたところ、金属の摩擦による皮膚炎と診断された。
- ・ 小顔矯正のマッサージに行ったところ、ガーゼ1枚を顔にのせ強くリンパマッサージされ、頬の皮が剥けた。1か月たっても治らずシミになっている。

### 【痩身】

- ・ エステで痩身エステを受けた際に、全身マッサージや腹部等の吸引を行ったところ、帰宅後、痛みや痒みが出てきた。3日後に痛みはおさまったが痒みがひどくなり全身に湿疹が出た。

- 地方自治体内においては、消費者行政担当部局と医師法・美容師法等を所管する保健所等が連携し、危害情報が消費者行政担当課に寄せられた場合に、当該情報を共有することで、適切な法執行のための情報として活用することが可能となるところ、消費者委員会が地方自治体を対象に実施した書面調査（以下「書面調査」という。）の結果によれば、消費生活担当部局において、保健所等関係部局へ情報提供した旨回答があったのは、10自治体のうち5自治体にとどまっている。

一方、一部の地方自治体の中には、危害情報を保健所等に随時提供している例や、まつ毛エクステンションに係る安全性の確保についての消費者庁からの通知を受けて、保健所と消費生活センターで連携を図って対処した例もみられ、このような取組が、積極的に行われることが望まれる。

- 以上を踏まえると、消費者庁は、都道府県等に対し、消費者相談において、エステ・美容医療サービスに関連する健康被害に係る情報や施設の衛生管理等に問題があることが推測される情報を得た場合には、保健所等関係部局に当該情報を提供すべき旨の要請（助言）を行うことが必要と考える。

### 【建議事項1（2）】

- 消費者委員会が、地方自治体及びエステ・美容医療に関する事業者団体にヒアリング（以下「ヒアリング」という。）を行ったところ、業として行うのに国家資格が必要なレーザー脱毛やアートメイク等（注）について、無資格者による施術が散見される旨の意見が聞かれた。

当委員会においても、エステの雑誌広告やホームページにおける表示を確認したが、エステにおける施術メニューとして「永久脱毛」、「アートメイク」をうたったもの等、医師法等の法令に違反するおそれのある施術が行われていることがうかがえる例が散見された。

（注）各種通知により、レーザー脱毛やアートメイクについては医師の資格が、まつ毛エクステンションについては美容師の資格が必要とされている。

- 厚生労働省においては、これまでも、各種通知において、資格を要する施術について都道府県等に周知し、また、違反行為について厳正な対応を取るべき旨を要請（助言）しているところである。

#### （通知の例示）

- ・ 「医師免許を有しない者による脱毛行為等の取扱いについて」（平成13年11月8日厚生労働省医政局医事課長通知）（抜粋）

#### 第2 違反行為に対する指導等

違反行為に関する情報に接した際には、実態を調査した上、行為の速やかな停止を勧告するなど必要な指導を行うほか、指導を行っても改善がみられないなど、悪質な場合においては、刑事訴訟法第239条の規定に基づく告発を念頭に置きつつ、警察と適切な連携を図られたいこと。

- しかしながら、書面調査の結果から判断すると、エステ等に対する保健所の指導は必ずしも十分ではなかったとみられ、前述のとおり、無資格者による施術が相当程度あると考えられる状況を踏まえ、都道府県等に対して、上記各種通知の趣旨を再度徹底し、制度の周知及び指導の要請（助言）を行う必要があると考える。
- また、ヒアリングの結果、保健所では、医療法等の法令に基づいた許可・届出等がなされていない施設に対しては、立入検査を行う権限はないものと理解しており、そのような中で、通知にあるとおり、実態を調査し、指導を行うことは困難である旨の意見が聞かれた。
- 以上を踏まえると、厚生労働省は、都道府県に対し、健康被害等に関する情報を把握した場合の運用上の工夫やノウハウ、具体例等に関しての情報を整理し、示す必要があると考える。

### 【建議事項 1 (3)】

- 消費者庁は、消費者安全法に基づく注意喚起及び措置要求等の権限を有するところである（同法第15条及び第16条等）。

前述のとおり、エステ・美容医療サービスに関連する危害情報は決して少なくないことから、消費者庁は、PIO-NETに登録された危害情報や、消費者安全法に基づき同庁に通知された情報を注視し、今後の健康被害の発生状況や、上記で建議した事項を受けての厚生労働省における取組状況等を踏まえ、必要に応じて、関係省庁への要請、消費者安全法に基づく注意喚起及び措置要求を行うべきと考える。

## 2 エステ等を利用する消費者の安全確保のための措置

### (建議事項②)

厚生労働省は、エステ等を利用する消費者の安全確保の観点から、各施術ごとに健康への影響等を分析し、必要に応じて、各施術の技術基準等を整備するとともに、法解釈の見直し等について検討すること。

また、エステ等を利用する消費者の安全確保の観点から、エステ等における施術の際の衛生管理の実態を把握し、必要に応じて、衛生管理のための指針を整備する等の措置を講ずること。

### (理由)

- 前述 1 のとおり、危害情報（平成22年度）をみると、脱毛、美顔、痩身、まつ毛エクステンション等の施術に関する相談情報が多く寄せられているところ、これら施術に関しては、きめ細かな技術基準は整備されていないほか、施術者の技術レベル又は衛生環境等が不十分であったことが考えられ、レーザー脱毛及びアートメイクについては、国家資格が必要な施術を資格のない者が行っていたことが問題点であると考えられる。
- さらに、医療機関ではないエステ等の施設（エステと類似のサービスを提供している施設も含む。）において行われている施術に関しては、公的な衛生基準が定められていない場合が多い。実際、ヒアリングの結果、エステにおける危害事例（腫れ等）が保健所に寄せられることはあっても、直接これを規制する法律や公的な衛生基準がない以上、保健所としては対処しづらい旨の意見が聞かれた。
- 以上を踏まえると、厚生労働省は、施術による消費者事故の防止のために、実際に生じている消費者事故の原因や各施術の健康への影響等を分析し、必要に応じて、脱毛、まつ毛エクステンション等の施術について技術基準等を整備することや、医療行為等の範囲をより明確にするなど法解釈の見直し等について検討を行うべきと考える。



また、現時点で資格を要する施術でないこと等から、公的な指針等が特に定められていない施術について消費者事故が生じ、その拡大のおそれがあることが判明した場合には、消費者事故の予防・拡大防止のために、当該施術に係る技術レベル・衛生管理等に係る指針を整備することを検討すべきと考える。

### 3 不適切な表示（広告）の取締りの徹底

#### （建議事項③）

関係省庁（厚生労働省及び消費者庁）は、取引の適正化の観点から、以下の措置を講ずること。

- （１）厚生労働省は、消費者視点で好ましくないと判断されるインターネット上等の表示を取り締まるための措置を講ずること。

また、都道府県及び政令市に対し、保健所等関係部局と消費者行政担当部局との連携について再度要請するとともに、不適切な医療広告等について、法令及び上記措置に基づく法執行を適切に行うよう要請すること。

- （２）消費者庁は、都道府県（景表法所管部局）に対し、医療機関が行う広告についても法執行の対象となることを徹底するとともに、不適切なインターネット上等の表示について、自らも法執行を適切に行うこと。

#### （理由）

##### 【建議事項 3（１）】

- エステ・美容医療サービスに係る表示（広告）については、その全般について不当景品類及び不当表示防止法（以下「景表法」という。）の規制の対象となり、実際のものに比べて内容や価格が著しく優良であると示したり、有利であると誤認されるような表示を行うことは禁止されている。

- さらに、医療機関が行う広告については、医療法の規制の対象にもなっており、同法により、比較広告や誇大広告が禁止されているほか、広告可能な事項が限定的に定められている。ところが、インターネット上のホームページにおける表示については、医療広告ガイドライン（注）において、「当該病院等の情報を得ようとの目的を有する者が、URLを入力したり、検索サイトで検索した上で、閲覧するものであり、従来より情報提供や広報として扱ってきており、引き続き、原則として広告とは見なさないこととする。」とされており、広告規制の対象とはなっていない。

（注）「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（医療広告ガイドライン）（平成19年3月30日 医政発第0330014号）」（平成20年11月4日改正）

- なお、独立行政法人国民生活センターの注意喚起（平成22年7月）においても、美容医療サービスに関する広告について、「医療法や景品表示法上、問題のあるおそれのある広告で誘引している」旨の指摘がなされており、また、美

容クリニックに出向くきっかけとなった広告媒体別にみた場合に、雑誌広告は減少傾向にあり、電子広告（ホームページ、ネット広告等）が増加している旨も指摘されている。

- 消費者委員会が実施した消費者を対象とするアンケート調査（WEB調査。以下「アンケート調査」という。）の結果によれば、消費者は、エステや美容医療の施設を選ぶ際には、ホームページ、フリーペーパー等から情報を収集したと回答（注1）している。

また、選択の決め手になった情報として、医療広告ガイドラインでは禁止されているはずの「体験談」や「施術前・施術後の比較写真」が多く挙げられている。（注2）

（注1）「ホームページ」と回答している者の割合：エステ26%、美容医療38%

「フリーペーパー、タウン誌」と回答している者の割合：エステ19%、美容医療11%

（注2）「体験談」と回答している者の割合：エステ30%、美容医療37%

「施術前・施術後の比較写真」と回答している者の割合：エステ9%、美容医療22%

- ヒアリングの結果でも、美容医療を行う医療機関による不適切な表示や広告が、インターネット上やフリーペーパー等において多くみられる旨の意見が聞かれた。事業者団体からは、「医療広告は、患者の健康被害をもたらす可能性も含んでおり、ホームページも含めて、患者の目線で正しい情報を流すことは医師としての義務であると思われる」という意見が聞かれた。
- 実際、ヒアリングの結果、美容クリニック等のホームページ、フリーペーパー等の中には、景表法及び医療広告ガイドラインに照らすと、不適切と思われる広告が散見されとの意見が聞かれた。
- 上記のように美容クリニック等の美容医療を行う医療機関による不適切な表示や広告が少なからずみられる状況を踏まえると、厚生労働省においては、都道府県等に対し、医療法の広告規制に照らして不適切な医療広告について、更に適切な指導を行うよう要請（助言）することが必要と考える。
- さらに、ホームページにおいて不適切な表示が多く確認でき、かつ、消費者が当該表示を含むホームページをもとに施術を受ける施設を選択している実態があることを踏まえると、厚生労働省においては、美容医療等を行う医療機関のホームページにおける表示の改善を図るための指針を策定する等、患者（消費者）目線で不適切と判断される表示を改善するための措置を講じることが必要と考える。
- 他方、厚生労働省においては、医療広告ガイドラインにおいて、「医療に関する広告に関する住民からの苦情は、管内を所管する消費生活センターに寄せられることもあるので、苦情・相談の状況について、定期的に情報交換する等、

消費者行政機関との連携に努め、違反が疑われる広告等に関する情報を入手した際には、必要な措置を講じられたい」としている。

- この点について、書面調査によれば、医療法の担当部局において、消費生活担当部局と情報交換を行っている旨回答があったのは、11自治体のうち2自治体にとどまっている。
- 以上を踏まえると、厚生労働省は、医療広告の指導適正化のために、都道府県等に対し、保健所等の関係部局と消費者行政担当部局との連携について再度要請することが必要と考える。

### 【建議事項3（2）】

- 前述のとおり、エステ、美容医療サービスに係る不適切な表示や広告が少なからずみられるところ、書面調査の結果によれば、調査対象の10自治体のうち、エステについては5自治体が、美容医療サービスについては6自治体が景表法に基づく行政指導等を実施していないと回答している。
- ヒアリングの結果、多くの地方自治体では、法執行部局の体制が必ずしも十分でなく、あらゆる広告等の表示をチェックすることは困難としており、例えば、医療機関の広告については、医療法でも取り締まることも可能である等の理由から、地方自治体によって、処分等に対する考え方に差異がみられた。  
このほか、インターネット上の広告については、都道府県のエリアに限定されるものでないため、消費者庁自らが指導することも可能と思われるとの意見も聞かれた。
- 以上を踏まえると、消費者庁は、都道府県に対し、医療機関が行う表示（広告）についても景表法の適用対象となることを徹底するとともに、不適切なインターネット上等の表示（広告）について、自らも適切な執行を行うことが必要と考える。

## 4 美容医療サービスを利用する消費者への説明責任の徹底

### （建議事項④）

厚生労働省は、美容医療サービスに関連する相談のうち、患者（消費者）の理解と同意が十分に得られていないことに起因するトラブルが少なからずみられること等を踏まえ、取引の適正化及び消費者の安全確保の観点から、緊急性がそれほど高くない美容医療サービスを提供する場合に、患者（消費者）に必ず説明し、同意を得るべき内容等を盛り込んだ指針等を整備し、周知を図ること。



(理由)

○ PIO-NET相談情報（平成22年度）をみると、美容医療サービスについて、事前の説明不足によるトラブルが少なからずみられる。

○ 書面不交付・不実告知等に該当する事案について、エステの場合は、その役務提供の形態が特定商取引法における訪問販売や特定継続的役務提供に該当するものは、特定商取引法において処分等の対象となるが、美容医療サービスは、上記特定継続的役務提供には該当しないと解されている。

○ 一方、医療法第1条の4第2項では、いわゆるインフォームド・コンセント（努力義務）が規定されており、厚生労働省では、「診療情報の提供等に関する指針」（注）を策定している。

また、判例では、美容医療については「緊急性と必要性が他の医療行為に比べて少なく、また患者は結果の実現を強く希望しているものであるから、医師は、当該治療行為の効果についての見通しはもとより、その治療行為によって生ずる危険性や副作用についても十分説明し、もって患者においてこれらの判断材料を前提に納得のいく決断ができるよう措置すべき注意義務を負っているというべきである。」（横浜地方裁判所 平成15年9月19日判決（平成14年（ワ）第1669号））とされている。

（注）「診療情報の提供等に関する指針の策定について（平成15年9月12日 医政発第0912001号）」（平成22年9月17日改正）

○ アンケート調査の結果によれば、美容医療の契約・施術前に、「施術によって起こり得る副作用や効果の個人差」、「施術後の注意・アフターケア」について事前に説明を受けたと回答しているのは半数程度であり、美容医療の施術にあたって、事前に必ずしも十分な説明が行われていなかったことが推測される。

○ また、ヒアリングの結果、次のような意見が聞かれた。

i) 医療は、身体への侵襲行為を伴うため、十分な説明と同意が必要であるが、美容医療については、患者のニーズが侵襲行為の唯一の根拠となるため、特に十分な説明と同意が必要と考える。

ii) 美容医療は、ほとんどのケースでは緊急性はそれ程高くなく、時間的余裕は十分にある上に、高額に及ぶこともあるので、金額（見積含む）、施術内容、キャンセル時の取扱、施術後の注意事項、施術によるリスク等について事前に十分に説明を行い、患者の了解を得るべきと考える。

iii) インフォームド・コンセントを徹底させるためには、医師に対し、説明後、書面を渡して消費者（患者）の同意を求めることが望ましいと考える。

○ 以上を踏まえると、厚生労働省は、美容医療サービスについて、医療法第1条の4第2項に定める努力義務に係る指針の再周知を図るべきである。加えて、

患者（消費者）に対して事前に説明することが望ましい内容（上記意見参照）や、患者（消費者）の十分な理解・同意を得るための手続等（書面の様式、書面の交付時期等）を盛り込んだ指針等を整備（既存の指針の見直し等を含む。）する必要があると考える。

## 6. クリーニング師研修等事業ワーキンググループ報告書概要

|                            |                                                                                                                                                                                                                                                             |
|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>研修等の<br/>現状</p>         | <p>制度の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事故防止</li> <li>・消費者(利用者)利益の保護</li> <li>・経営の健全化</li> </ul> <p>制度の仕組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・クリーニング師(都道府県知事免許)が3年に一度受講(4時間)</li> <li>・受講率が67%(平成4～6年度)から32%(平成19～21年度)に低下</li> </ul> |
| <p>事業仕分け<br/>(平成22年5月)</p> | <p>廃止(国による研修義務付けの見直し)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○制度自体がうまくいっていない、本研修の意義が不明確、品質向上は業界内で行えばよい</li> <li>○国が義務付けること自体を見直す、行うにしても中身について精査する</li> </ul>                                                                                            |

○毎年のように発生する衛生、環境、技術、法令等の環境変化や消費者のサービスへの期待に適切に対応すべき

○研修義務づけの前提として以下の改革を行う

|          | 現行                                     | 改革案                                           |
|----------|----------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 資格の性格    | 衛生関係及び洗濯物の処理                           | 同左。顧客の苦情への適切な対応や経済・環境面の課題への対応が必要              |
| 配置基準     | 各クリーニング所にクリーニング師配置。業務従事者講習は5名に付き1名以上受講 | 同左。取次所等にもクリーニング師又は業務従事者講習受講者を配置する現行の取扱いを厳格に確認 |
| 資格者氏名の明示 | なし                                     | 明示。顧客や保健所の問い合わせに対応                            |
| 定期的な受講   | クリーニング師全員の研修受講義務。実態は、受講率32%と低迷         | 各クリーニング所クリーニング師1名の受講確認を徹底。今後2年間で受講率大幅向上を図る    |

## 7. 平成 23 年度生活衛生関係技術担当者研修会次第（予定）

平成 24 年 2 月 17 日（金）

厚生労働省講堂

| 時間     | 氏名（敬称略）         | 所属            | 内容（仮）                    |
|--------|-----------------|---------------|--------------------------|
| 10:00～ | 開会・生活衛生課長挨拶     |               |                          |
| 10:10～ | 相澤 好治           | 北里大学          | シックハウス症候群の診断基準の検証に関する研究  |
| 10:40～ | 木原 真隆           | 東京都福祉保健局      | 節電対策と管理基準への対応、最近の指導事例    |
| 11:10～ | 東 賢一            | 近畿大学医学部       | 建築物環境衛生管理基準の設定根拠の検証について  |
| 11:40～ | 小島 正昭           | 愛知県健康福祉部      | 愛知県における IPM 普及への取り組み     |
| 12:10～ | 休憩・昼食           |               |                          |
| 13:30～ | （午後のスケジュールの説明等） |               |                          |
| 13:35～ | 多田 有希           | 国立感染症研究所      | レジオネラ症の発生動向調査からみられる最近の特色 |
| 14:00～ | 前川 純子           | 国立感染症研究所      | 菌株の遺伝子型別からわかること          |
| 14:25～ | 泉山 信司           | 国立感染症研究所      | 浴槽水のモノクロラミン消毒の自動化        |
| 14:50～ | 荒井 佳子           | 横浜市衛生研究所      | 横浜のスポーツクラブにおける集団感染事例     |
| 15:15～ | 緒方 喜久代          | 大分県衛生環境研究センター | 民間検査機関のレジオネラ培養検査精度管理     |
| 15:40～ | その他 質疑応答        |               |                          |
| 16:00  | 閉会              |               |                          |

※現時点での予定であり、内容の変更等があり得ます。

## 8. 生活衛生関係営業の振興指針の改定方針概要

|                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                            |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 振興指針とは                                                                                  | 厚生労働大臣が各生活衛生関係営業の振興に必要な事項について定める指針(生衛法第56条の2第1項)                                                                                                                                                                           |
| 振興計画とは                                                                                  | 生活衛生同業組合が作成する組合員たる営業者の営業の振興に必要な事業(「振興事業」)に関する計画で、振興指針に適合するものとして厚生労働大臣(地方厚生局長)が認定(生衛法第56条の3)                                                                                                                                |
| 融資の支援                                                                                   | 振興計画に基づく振興事業への低利融資(日本政策金融公庫融資枠1,150億円(平成24年度予算(案)))<br>・振興事業特定施設整備について基準金利マイナス0.9%(基準金利2.15%(平成24年1月20日現在))<br>・平成23年度より振興事業促進支援融資制度(各営業者が事業計画を作成した場合の融資制度)を創設(例)設備資金:基準金利マイナス1.05%                                        |
| 税制の支援                                                                                   | 共同利用施設に係る特別償却制度<br>〈活用例〉・共同購入資材配送用車輛、共同駐車場、研修施設、移動販売バス、共同買い物バス等                                                                                                                                                            |
| 振興計画<br>認定状況                                                                            | 573組合中518組合(認定率90.4%)<br>・理容業、美容業、クリーニング業、旅館業 47組合中47組合(認定率100%)<br>・一般飲食業 36組合中36組合(認定100%)・中華料理業 21組合中20組合(認定95.2%)<br>・料理業 30組合中28組合(認定93.3%)・社交業 38組合中38組合(認定100%)<br>・喫茶店営業 29組合中29組合(認定100%)<br><br>※いずれも平成23年7月1日現在 |
| 振興指針の改定方針                                                                               |                                                                                                                                                                                                                            |
| <p>・平成23年2月の第15回審議会で合意された改定方針</p> <p>・平成23年度の改定(飲食店営業(一般飲食業、中華料理業、料理業及び社交業)及び喫茶店営業)</p> |                                                                                                                                                                                                                            |
| 連続性の強化                                                                                  | ○前期目標の達成状況の評価を明記<br>○関係営業の経営実態・問題点を明記                                                                                                                                                                                      |
| 戦略性の強化                                                                                  | ○戦略性・メッセージ性の高い方針を簡潔に記述<br>○衛生・経営課題の総括的・網羅的な内容を簡明な箇条書きで記載                                                                                                                                                                   |
| 役割の明確化                                                                                  | ○実施主体や支援手法を具体的に記述<br>○補助金・融資・税制について、組合の役割、組合員の支援措置を明記し、組合加入を促進                                                                                                                                                             |



## 9. 標準営業約款制度の概要

安全・安心を約束  
する3つのS

安全  
Safety

清潔  
Sanitation

安心  
Standard



厚生労働大臣認可

### 1 目的

標準営業約款制度「Sマーク」は、消費者が、理容業、美容業、クリーニング業、めん類・一般飲食店営業が提供するサービスや技術を利用する際の安全・安心の目印で、3つのS (Safety:安全であること、Sanitation:清潔であること、Standard:安心であることを約束しています)。

### 2 設定

標準営業約款は、厚生労働大臣が指定する業種について、全国生活衛生営業指導センターが、厚生労働大臣の許可を受けて設定する。

- クリーニング業(昭和58年3月26日認可) 3,433店舗(クリーニング所3,132店舗・取次店301店舗)
  - 理容業(昭和59年10月18日認可) 37,772店舗 ○美容業(昭和59年10月18日認可) 17,911店舗
  - めん類飲食店営業(平成16年11月30日認可) 314店舗 ○一般飲食店営業(平成16年11月30日認可) 348店舗
- (注)現在、5業種で設定。店舗数は、平成23年3月末現在。

### 3 内容

- ① 役務の内容又は商品の品質の表示の適正化に関する事項
- ② 施設又は設備の表示の適正化に関する事項
- ③ 損害賠償の実施の確保に関する事項

### 4 登録等

- ① 営業者は標準営業約款に従って営業を行おうとする時は、都道府県生活衛生営業指導センターに登録する。
  - ② 登録を受けた業者は、全国生活衛生営業指導センターが定めた様式の標識及び標準営業約款の要旨を掲示する。
  - ③ 登録期間は3年となり、再登録することになる。
- なお、登録業者が引き続き、登録を継続する場合の有効期限は、5年となっている。

### 5 融資上の恩恵

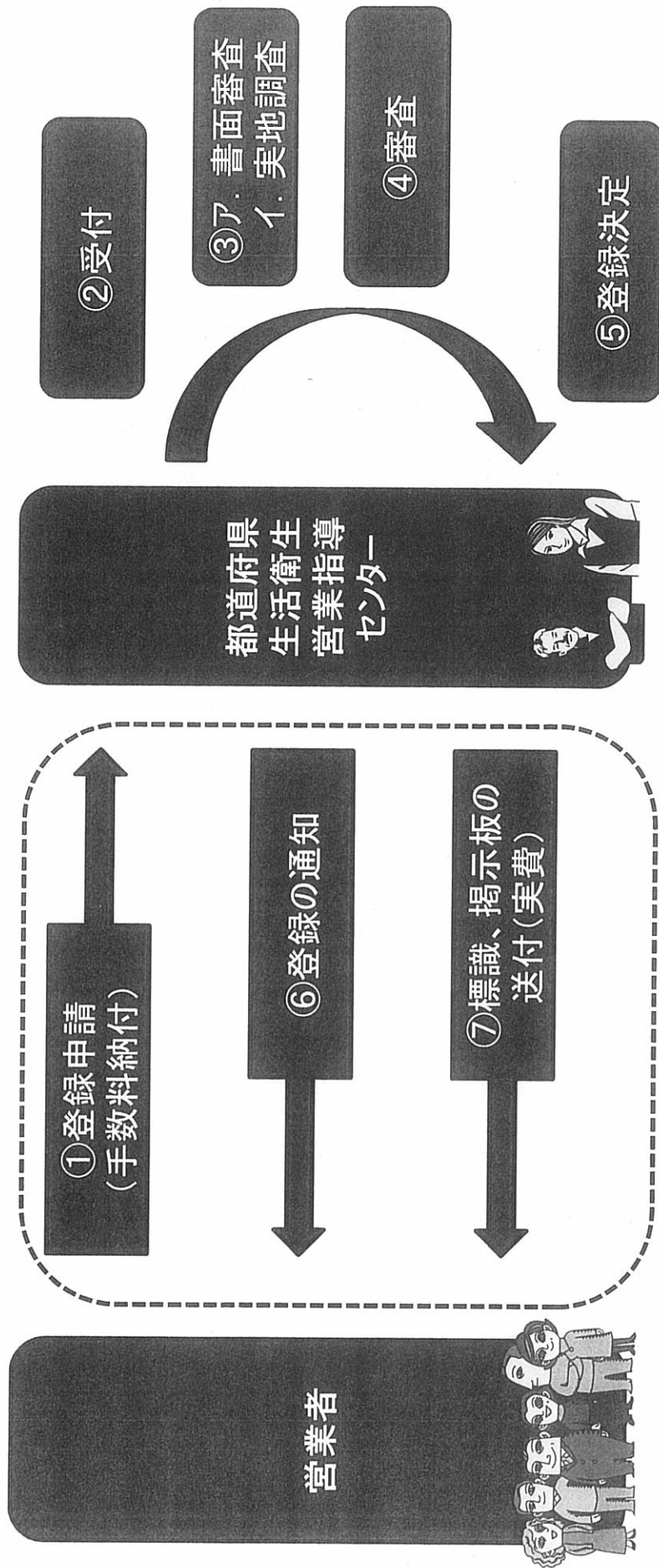
振興事業貸付の運転資金の利率は基準金利であるが、標準営業約款登録営業者は特別利率②が適用される。

# 標準営業約款登録の仕組み

登録申請

○登録の申請は、都道府県生活衛生営業指導センターに対して行います。  
登録申請書及び添付書類の用紙は、各都道府県生活衛生営業指導センターに備え付けてあります。

※クリーニング取次所については、クリーニング所と同時に登録申請することになっており、取次所単独では登録申請は認められませんが、当該クリーニング所の営業内容が登録店としての資格を有していると判断される場合は、取次所単独で登録申請することができます。



## 標準営業約款の広報状況について

平成23年11月の行事概要：政府広報オンライン - Windows Internet Explorer

http://www.gov-online.go.jp/data\_room/calendar/event/201111.html

平成23年11月の行事概要：政府広報オンライン

暮らしに役立つ政府広報ポータルサイト

### 政府広報オンライン

→ トップ → クローズアップ → お役立ち情報 → 今週の政府広報 → 各府省からのお知らせ → 更新情報 → 政府広報オンラインのご案内

トップページ → 広報資料室 → 月間・週間 → 平成23年11月 → 平成23年11月の行事概要

1 月間・週間

平成23年11月の行事概要

資-27

### 標準営業約款普及登録促進月間

11月1日～30日

標準営業約款制度「スマーク」は、消費者の皆さんが、理容業、美容業、クリーニング、めん類・一般飲食店営業が提供するサービスや技術を利用する際の安全・安心の目印で、3つのS(Safety安全であること、Standard安心であること、Sanitation清潔であること)を約束しています。また、11月を「標準営業約款普及登録促進月間」と定め、同制度の周知や登録の推進を図っています。

関連ホームページ (財)全国生活衛生営業指導センター

標準営業約款の広報の一貫として、政府広報オンラインに掲載されています。

[http://www.gov-online.go.jp/data\\_room/calendar/event/201111.html](http://www.gov-online.go.jp/data_room/calendar/event/201111.html)

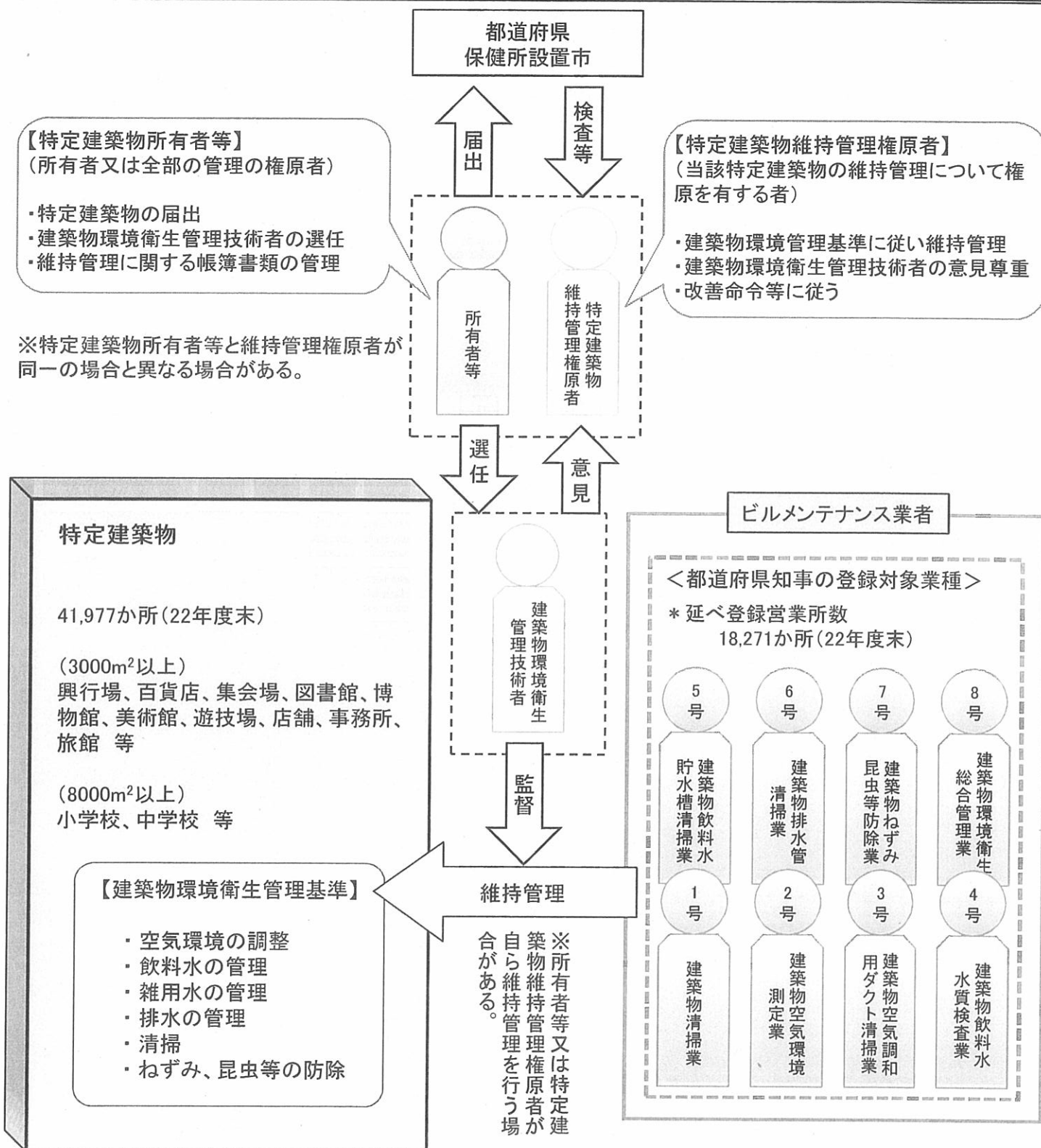


## 10 建築物環境衛生対策関係資料

### (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律概要

#### 目的(第1条)

「この法律は、多数の者が使用し、又は利用する建築物の維持管理に関し、環境衛生上必要な事項等を定めることにより、その建築物における環境の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に資することを目的とする。」



## (2) 特定建築物の数及び建築物環境衛生管理技術者数の年次推移

|               |      | 元      | 2      | 3      | 4      | 5      | 6      | 7      | 8      | 9      | 10     | 11     |
|---------------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 特定建築物         | 総数   | 22,340 | 23,336 | 24,422 | 25,652 | 26,938 | 28,076 | 29,154 | 30,287 | 31,117 | 32,426 | 33,150 |
|               | 興行場  | 659    | 673    | 709    | 738    | 787    | 817    | 861    | 889    | 924    | 976    | 1,021  |
|               | 百貨店  | 1,790  | 1,822  | 1,857  | 1,911  | 1,921  | 1,951  | 1,996  | 2,067  | 2,102  | 2,161  | 2,196  |
|               | 店舗   | 2,486  | 2,615  | 2,714  | 2,865  | 3,118  | 3,309  | 3,525  | 3,783  | 4,050  | 4,364  | 4,583  |
|               | 事務所  | 10,190 | 10,705 | 11,271 | 11,916 | 12,502 | 13,012 | 13,406 | 13,745 | 13,989 | 14,401 | 14,595 |
|               | 学校   | 1,352  | 1,423  | 1,495  | 1,561  | 1,652  | 1,747  | 1,824  | 1,915  | 2,011  | 2,160  | 2,245  |
|               | 旅館   | 3,823  | 3,979  | 4,164  | 4,365  | 4,569  | 4,729  | 4,898  | 5,105  | 5,182  | 5,394  | 5,474  |
|               | その他  | 2,040  | 2,119  | 2,212  | 2,296  | 2,389  | 2,511  | 2,644  | 2,783  | 2,859  | 2,970  | 3,036  |
| 管技<br>理術<br>者 | 総数   | 43,578 | 45,348 | 47,517 | 50,007 | 52,796 | 55,430 | 57,757 | 60,038 | 62,872 | 65,531 | 68,884 |
|               | 講習会  | 33,838 | 34,803 | 36,368 | 37,857 | 39,367 | 40,870 | 42,326 | 43,809 | 45,430 | 47,092 | 48,771 |
|               | 国家試験 | 9,740  | 10,545 | 11,149 | 12,150 | 13,429 | 14,560 | 15,431 | 16,229 | 17,442 | 18,439 | 20,113 |

|               |      | 12     | 13     | 14     | 15     | 16     | 17     | 18     | 19     | 20     | 21      | 22      |
|---------------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|
| 特定建築物         | 総数   | 33,886 | 34,469 | 34,718 | 36,319 | 37,687 | 38,650 | 39,487 | 40,063 | 41,038 | 41,757  | 41,977  |
|               | 興行場  | 1,052  | 1,092  | 1,099  | 1,139  | 1,152  | 1,181  | 1,189  | 1,184  | 1,215  | 1,216   | 1,195   |
|               | 百貨店  | 2,208  | 2,163  | 2,109  | 2,124  | 2,123  | 2,106  | 2,149  | 2,130  | 2,135  | 2,073   | 2,031   |
|               | 店舗   | 4,962  | 5,150  | 5,254  | 5,607  | 5,968  | 6,307  | 6,625  | 6,891  | 7,284  | 7,638   | 7,750   |
|               | 事務所  | 14,759 | 14,965 | 15,058 | 15,965 | 16,641 | 16,967 | 17,221 | 17,387 | 17,660 | 17,928  | 18,070  |
|               | 学校   | 2,332  | 2,394  | 2,492  | 2,597  | 2,795  | 2,889  | 2,999  | 3,061  | 3,140  | 3,224   | 3,293   |
|               | 旅館   | 5,460  | 5,521  | 5,509  | 5,579  | 5,625  | 5,719  | 5,766  | 5,811  | 5,966  | 6,005   | 5,934   |
|               | その他  | 3,113  | 3,184  | 3,197  | 3,308  | 3,383  | 3,481  | 3,538  | 3,599  | 3,638  | 3,673   | 3,704   |
| 管技<br>理術<br>者 | 総数   | 71,949 | 75,185 | 78,240 | 81,894 | 84,365 | 89,582 | 92,012 | 95,329 | 98,493 | 101,646 | 104,955 |
|               | 講習会  | 50,164 | 51,654 | 53,258 | 55,017 | 56,541 | 58,247 | 59,866 | 61,437 | 62,935 | 64,262  | 65,871  |
|               | 国家試験 | 21,785 | 23,531 | 24,982 | 26,877 | 27,824 | 31,335 | 32,146 | 33,892 | 35,558 | 37,384  | 39,084  |

(注1) 特定建築物の数は、厚生労働省「衛生行政報告例」による。

S63年～H9年は年末(12月末)現在

H10年からは年度末(3月末)現在

(注2) 平成22年度の数値については、東日本大震災の影響により、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の相双保健福祉事務所管轄内の市町村が含まれていない。

### [主な改正経緯(特定建築物関係)]

○特定建築物の適用範囲の拡大(S48.5.17公布,S48.11.1施行)

- ・床面積(8,000→5,000㎡)
- ・除外規定(5%→10%)

○特定建築物の適用範囲の拡大(S50.7.18公布,S51.7.1施行)

- ・床面積(5,000㎡→3,000㎡)

○特定建築物の適用範囲の拡大(H14.10.11公布,H15.4.1施行)

### (3) 登録営業所数の年次推移

|     | 13     | 14     | 15     | 16     | 17     | 18     | 19     | 20     | 21     | 22     |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 1号  | 2,910  | 3,152  | 3,338  | 3,382  | 3,415  | 3,433  | 3,579  | 3,622  | 3,746  | 3,707  |
| 2号  | 887    | 942    | 984    | 997    | 1,002  | 1,000  | 1,018  | 1,038  | 1,048  | 1,008  |
| 3号  |        | 54     | 87     | 101    | 113    | 125    | 134    | 164    | 129    | 121    |
| 4号  | 696    | 699    | 698    | 682    | 650    | 638    | 637    | 628    | 634    | 621    |
| 5号  | 6,711  | 7,017  | 7,209  | 7,202  | 7,064  | 6,966  | 7,075  | 7,103  | 7,194  | 7,046  |
| 6号  |        | 290    | 576    | 725    | 858    | 930    | 1,011  | 1,037  | 1,044  | 1,061  |
| 7号  | 2,252  | 2,344  | 2,438  | 2,470  | 2,447  | 2,451  | 2,518  | 2,536  | 2,607  | 2,578  |
| 8号  |        | 42     | 221    | 521    | 1,206  | 1,540  | 1,960  | 2,107  | 2,159  | 2,129  |
| 旧6号 | 2,287  | 2,258  | 2,087  | 1,760  | 1,001  | 642    | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 計   | 15,743 | 16,798 | 17,638 | 17,840 | 17,756 | 17,725 | 17,932 | 18,235 | 18,561 | 18,271 |

(注)各年度末(3月末)現在

資料:衛生行政報告例

(登録業種)

|    |                |     |              |
|----|----------------|-----|--------------|
| 1号 | 建築物清掃業         | 6号  | 建築物排水管清掃業    |
| 2号 | 建築物空気環境測定業     | 7号  | 建築物ねずみ昆虫等防除業 |
| 3号 | 建築物空気調和用ダクト清掃業 | 8号  | 建築物環境衛生総合管理業 |
| 4号 | 建築物飲料水水質検査業    | 旧6号 | 建築物環境衛生一般管理業 |
| 5号 | 建築物飲料水貯水槽清掃業   |     |              |

[主な改正経緯(登録制度関係)]

○事業者登録制度の創設(S55.5.10公布,S55.5.10施行)

○事業者登録制度の対象業種の追加変更、登録基準の追加

※統計データの掲載場所

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/eStatTopPortal.do>

統計情報で探す(社会保障・衛生で検索) > 平成21年度衛生行政報告例 > 表番号18～21

(注1) データが更新される可能性がありますので、使用する場合は最新のものを御用ください。

(注2) 平成22年度の数値については、東日本大震災の影響により、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の相双保健福祉事務所管轄内の市町村が含まれていない。

## 11. 基礎自治体への権限移譲に伴い改正される法律

### (1) 墓地、埋葬等に関する法律

ア 都道府県知事並びに指定都市及び中核市の長が処理している墓地、納骨堂及び火葬場の経営の許可、墓地の区域、納骨堂及び火葬場の施設の変更、墓地、納骨堂及び火葬場の廃止の許可並びにこれらの許可の取消し（法第10条第1項及び第2項、第19条）については、すべての市及び特別区へ移譲する。

イ 都道府県知事並びに指定都市、中核市及び保健所設置市の長が処理している火葬場への立入検査並びに墓地、納骨堂及び火葬場への報告の要求並びに施設の整備改善、使用制限及び禁止命令（法第18条第1項、第19条）については、すべての市及び特別区へ移譲する。

### (2) 理容師法

都道府県の条例による理容所以外の場所で理容の業務を行うことができる場合並びに理容の業及び理容所に係る衛生措置基準の制定（法第6条の2、第9条、第12条）については、保健所設置市及び特別区へ移譲する。

### (3) 興行場法

都道府県の条例による興行場の構造設備等及び衛生措置の基準の制定（法第2条第2項、第3条第2項）については、保健所設置市及び特別区へ移譲する。

### (4) 旅館業法

ア 都道府県並びに指定都市及び中核市の条例による施設の構造設備の基準の制定（法第3条第2項）については、保健所設置市及び特別区へ移譲する。

イ 都道府県の条例による社会教育施設で学校及び児童福祉施設に類するもの、衛生措置の基準並びに宿泊を拒むことができる事由の制定（法第3条第3項、第4条第2項、第5条）については、保健所設置市及び特別区へ移譲する。

### (5) 公衆浴場法

都道府県の条例による公衆浴場の配置基準並びに衛生及び風紀に必要な措置の基準の制定（法第2条第3項、第3条第2項）については、保健所設置市及び特別区へ移譲する。

### (6) クリーニング業法

都道府県の条例によるクリーニング業を営む者が講ずべき措置の基準の制定（法第3条第3項）については、保健所設置市及び特別区へ移譲する。

### (7) 美容師法

都道府県の条例による美容所以外の場所で美容の業務を行うことができる場合並びに美容の業及び美容所に係る衛生措置基準の制定（法第7条、第8条、第13条）については、保健所設置市及び特別区へ移譲する。

## 12. 生活衛生事業功労者の厚生労働大臣表彰候補者の推薦について



健発第 0625003 号

平成20年6月25日

各 { 都道府県知事  
指定都市市長  
中核市市長 } 殿

厚生労働省健康局長



### 生活衛生事業功労者の厚生労働大臣表彰候補者の推薦について

多年にわたり生活衛生事業に尽力し、その功績が特に顕著であると認められる者に対する厚生労働大臣表彰については、従来、「生活衛生事業功労者の厚生労働大臣表彰候補者の推薦について（平成13年6月20日健発第653号）」により実施してきたところですが、本年度以降における毎年の候補者の推薦については、別添、「生活衛生事業功労者表彰実施要領」によることとしましたので、よろしくお取り計らい願います。

なお、平成13年6月20日付け健発第653号厚生労働省健康局長通知「生活衛生事業功労者の厚生労働大臣表彰候補の推薦について」は、廃止します。

(別紙)

## 生活衛生事業功労者表彰実施要領

### 1 趣旨

生活衛生の普及向上等に功労のあった者の労苦に報いるとともに、優良な生活衛生施設等については他の模範とするために厚生労働大臣表彰を行い、もって生活衛生行政の推進に資する。

### 2 表彰の区分

別紙1の「生活衛生事業功労者厚生労働大臣表彰区分」のとおりとする。

### 3 表彰の時期及び場所

功労者の区分別に行うものとし、決定しだい別途通知する。

### 4 推薦基準

- (1) 別紙2の1から4までに掲げる推薦基準による。ただし、春秋叙勲による叙勲受賞者又は生活衛生関係事業の功労により褒章条例による褒章若しくは厚生労働大臣表彰を受けた者(団体を含む。)は除く。
- (2) 環境衛生事業の功労により褒章条例による褒章若しくは厚生労働大臣表彰を受けた者(団体を含む。)については、(1)の規定を準用する。

### 5 推薦書様式

別添「提出書類」による。

### 6 提出期日

毎年7月1日とする。

### 7 その他

「区分」欄の各事項に関する問い合わせについては、「所管課」欄の課に連絡すること。

別紙 1

生活衛生事業功労者厚生労働大臣表彰区分

| 区 分           | 推 薦 者                                 | 推 薦 人 員                        | 所 管 課 |
|---------------|---------------------------------------|--------------------------------|-------|
| 1 生活衛生関係功労者   | 都道府県知事<br>又は関係団体の長                    |                                | 生活衛生課 |
| 2 理容師美容師養成功労者 | 〃                                     |                                | 生活衛生課 |
| 3 水道関係功労者     | 〃                                     |                                | 水道課   |
| 4 建築物環境衛生功労者  | 都道府県知事<br>指定都市市長<br>中核市市長<br>又は関係団体の長 | 各道府県・指定都市・中核市 各 1 名<br>東京都 3 名 | 生活衛生課 |



## 推 薦 基 準

### 1 生活衛生功労者

生活衛生関係営業の運営の適正化に関する法律第2条第1項に規定する営業に関し、組織活動の推進、衛生措置の改善向上等に特に顕著な功績があった者であって、次の各号に該当するもの。

- (1) 功績に係る事業従事年数が当該年4月1日までに10年以上であること。
- (2) 年齢が当該年4月1日で50歳以上であること。
- (3) 原則として、都道府県知事又は（社）全国生活衛生同業組合中央会理事長の表彰を受けたことがあること。
- (4) 厚生省生活衛生局長表彰又は厚生労働省健康局長表彰を受けたことがある場合は、表彰から2年以上経過していること。

### 2 理容師、美容師養成功労者

現に理容師又は美容師の養成施設経営者又は教職員であり、理容教育又は美容教育の向上に特に顕著な功績があった者であって、次の各号に該当するもの。

- (1) 功績に係る事業従事年数が当該年4月1日までに10年以上であること。
- (2) 年齢が当該年4月1日で50歳以上であること。
- (3) 原則として都道府県知事又は（社）日本理容美容教育センター理事長の表彰を受けたことがあること。

### 3 水道関係功労者

水道の普及発展、水道に関する有益な調査研究、技術の改善若しくは発明発見又は水道行政に対する協力等に特に顕著な功績のあった個人又は団体及び水道事業、水道用水供給事業又は水道行政事業に従事し、抜群の功績があった個人であって、次の各号に該当するもの。

- (1) 水道関係事業従事年数が、当該年4月1日までに30年（首長にあつては水道関係団体の経歴が10年）以上であること。ただし、団体にあつては、事業歴が10年以上であること。
- (2) 個人の場合、年齢が当該年4月1日で50歳以上であること。
- (3) 原則として、都道府県知事又は関係団体の長の表彰を受けたことがあること。

### 4 建築物環境衛生功労者

建築物環境衛生技術の向上、業界の指導育成等に特に顕著な功績があった者であつて、次の各号に該当するもの。

- (1) 建築物環境衛生に関する有益な研究、考案を行い事業の発展に顕著な功績があった者又は建築物環境衛生関係団体における業界の指導育成等の功績に係る事業従事年数が当該年4月1日までに10年以上である者であること。
- (2) 年齢が当該年4月1日で50歳以上であること。
- (3) 原則として、都道府県知事又は関係団体の長の表彰を受けたことがあること。

別添

提出書類（各1部）

1. 都道府県知事・指定都市市長・中核市市長又は関係団体の長の具申書
2. 表彰区分ごとに推薦順位を付した書類
3. 推薦調書 1部
  - (1) 功労者（個人） (別紙様式1によること)
  - (2) 水道関係功労者（団体） ( " 2 " )
4. 履歴書 1部 ( " 3 " )
5. その他 1部
  - ・選考に参考となる書類

## 別紙様式 1

年度 ( ) 関係功労者推薦調書 (個人用)

都道府県等名 :

|                |               |              |              |                      |
|----------------|---------------|--------------|--------------|----------------------|
| 推薦順位           | (ふりがな)<br>氏 名 | 性別           | 生年月日<br>及び年齢 | 年 4 月 1 日現在<br>(満 歳) |
| 現 住 所          |               |              | 本籍           |                      |
| 所属及び<br>役 職 名  |               |              |              |                      |
| 推薦事項           |               |              |              |                      |
| 賞 罰 歴          |               |              | 功 績 内 容      |                      |
| 年月日            | 主 体           | 罰の内容及び理由     |              |                      |
| (備考)           |               |              |              |                      |
| 略 歴(功績に関係あるもの) |               |              |              |                      |
| 期 間            |               | 事 項          |              |                      |
| 年 月～ 年 月( 年 月) |               |              |              |                      |
| 年 月～ 年 月( 年 月) |               |              |              |                      |
| 年 月～ 年 月( 年 月) |               |              |              |                      |
| 事業又は勤務年数       |               | 年 月          |              |                      |
| 所属課及び担当者       |               | 部(局) 課(室)担当者 |              |                      |
|                |               | 電話 ( )       |              |                      |

(注)

1. 表題 ( ) 内に生活衛生、水道関係別に功労者の区分を記入すること。
2. 「推薦事項」欄には、功績の概要を50字以内にまとめて記入すること。
3. 「賞罰歴」欄には、道路交通法又は公職選挙法違反等についても必ず記入すること。また、都道府県におけるこの種の表彰制度のない場合は「備考」として「表彰制度なし」と記載すること。

年度 ( ) 関係功労者推薦調書 (団体用)

都道府県等名

|                    |          |                 |                  |                   |         |
|--------------------|----------|-----------------|------------------|-------------------|---------|
| 推薦<br>順位           |          | (ふりがな)<br>団 体 名 |                  | (ふりがな)<br>代 表 者 名 |         |
| 主な事業所の所在地<br>(電話 ) |          |                 | 団 体 設 立<br>年 月 日 |                   |         |
| 団体の事由              |          |                 | 表 彰 歴            |                   |         |
|                    |          |                 | 年 月 日            | 主 体               | 表 彰 理 由 |
| 推薦理由               | 該当する推薦基準 |                 |                  |                   |         |
| 推薦する功績の概要          |          |                 |                  |                   |         |
|                    |          |                 |                  |                   |         |
|                    |          |                 |                  |                   |         |
| 事業等の継続年数 年         |          |                 |                  |                   |         |

(注)「推薦順位」は、個人及び団体を通じての順位番号を記載する。



## 13. 生活衛生営業経営特別相談員功労者に対する健康局長感謝状について

### 生活衛生営業経営特別相談員健康局長感謝状贈呈要領

平成 14 年 9 月 26 日制定

#### 1. 趣旨

都道府県生活衛生営業指導センター設立の節目の年（10年毎）において、生活衛生営業経営特別相談員として、永年、生活衛生関係営業の経営指導、育成に精励し、その功績が特に顕著と認められる者に対し、感謝の意を表することにより、生活衛生関係営業の衛生水準の向上及び経営の健全化の活動を促進する。

#### 2. 対象者

都道府県知事から委嘱を受けた生活衛生営業経営特別相談員であって、都道府県生活衛生営業指導センターの行う経営相談指導事業に貢献し、特に顕著な功績を有する者のうち、次の各号に該当するもの。ただし、過去に叙勲、褒章を受章した者、厚生労働大臣の表彰（感謝状を含む。）及び厚生労働省健康局長の表彰（感謝状を含む。）を受けた者は除く。

- (1) 同功績により、都道府県知事の表彰又は感謝状を受けた者
- (2) 2期6年以上その職にある者

#### 3. 候補者の推薦

都道府県知事は、前記2に該当する者の中から、候補者を推薦するものとする。

なお、推薦は、別紙様式「生活衛生営業経営特別相談員厚生労働省健康局長感謝状推薦調書」及び「履歴書」その他功績内容の参考となる資料を添付し、厚生労働省健康局長あてに（送付先：健康局生活衛生課）、感謝状の贈呈日の3ヶ月前までに1部を提出するものとする。

#### 4. 候補者の数

候補者の推薦は、都道府県ごとに、原則として各業種単位に1名以内とする。

#### 5. 感謝状受賞者の決定

前記3により推薦のあった者の中から厚生労働省に設ける選考委員会において審査のうえ、厚生労働省健康局長が決定する。

#### 6. 感謝状の贈呈

感謝状の贈呈は、都道府県生活衛生営業指導センター設立の節目の年（10年毎）に行う記念行事の式典等の場で行う。